

大学と損害保険 ②②

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

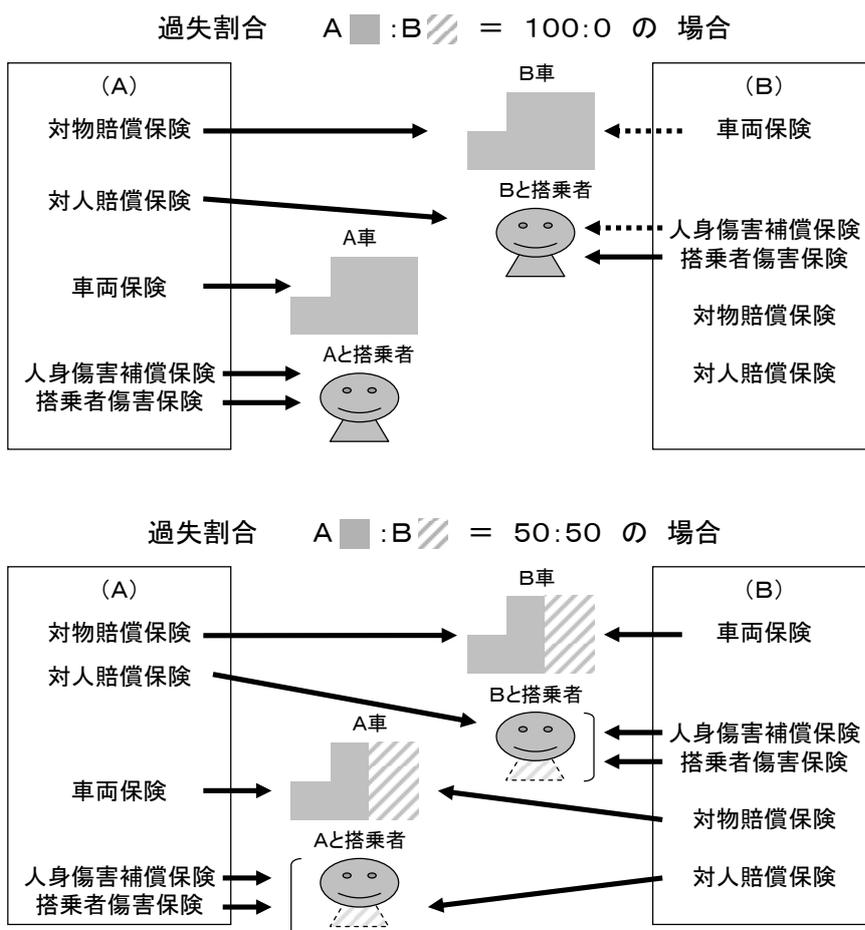
自動車に関する保険

皆さんにとって一番馴染みのある保険が生命保険と自動車保険ではないでしょうか。大学も自動車を所有しています。そして、通勤にマイカーを利用している教職員もいます。今回は、自動車に関する保険についてご説明いたします。

自動車保険の補償の概要

自動車保険は身近な馴染みの保険ですが、なかなか複雑です。財産保険、賠償責任保険、傷害保険、そして各種の特約が複雑に組み合わせられています。(最近では、問題となった支払い漏れの反省から、保険会社もシンプルな商品の販売にシフトして来ています。)

各社の自動車保険は、車両保険、対物賠償責任保険、対人賠償責任保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険を基本に構成されています。その補償の概要は以下のとおりです。



自分が加入する自動車保険からの補償と相手の自動車保険からの補償が複雑に交錯しますので、事故の際には、保険会社や代理店の担当者とよく相談し、支払い漏れが無いように確認する必要があります。

なお、余談ですが、これから台風や集中豪雨の季節となります。自動車がこれらの災害に被災した場合、車両保険の補償を受けることができます。

大学が加入する財産保険、賠償責任保険との関係

今までの連載で大学が加入する財産保険や賠償責任保険についてご説明して来ましたが、自動車はもちろん動産です（動くからではありません…）。そして、事故を起こせば損害賠償を行うこととなります。その際に、大学が加入する財産保険や賠償責任保険は使えるのでしょうか。

残念ながら答えは「ノー」です。自動車に関するリスクは一般の火災や賠償事故とは切り分けられます。自動車自身の損害やその所有・使用・管理に伴う賠償責任等を補償する総合保険として自動車保険が販売されているのです。

自動車を保有する大学では、必ず自動車保険（任意保険）に適切に加入する必要があります。

マイカー通勤やマイカーの業務使用

都市部の大学では、交通渋滞や駐車場の問題からマイカー通勤をする教職員は少ないと思いますが、郊外に立地する大学では車が主要な通勤手段となります。また、大学所有車の削減や運転手さんの退職等により教職員が通勤で乗ってきた車を業務のために使用しなければならない事態も予想されます。その途上で事故が発生した場合、大学に賠償責任は発生するのでしょうか。

業務のため教職員にマイカーの使用を命じた場合、大学には使用者としての賠償責任、運行供用者としての賠償責任が発生すると考えられます。直接命じていなくても、黙認していたり、教職員がマイカーを使用するであろうことが十分予測されるような場合も同様と考えられます。

マイカー通勤の途上での事故についても、状況によっては大学に賠償責任が発生することが考えられます。

事業所長が所内の仕事を終えた後、事業所の門扉を施錠し、マイカーを運転して路上に進入した際、事故を起こした。「事業の執行につき」行われたものに該当するとして、会社に対し使用者責任が認められた。

（仙台地裁 昭和 56. 6. 1）

従業員が工事現場からの帰宅途中に事故を起こした。工事現場へのマイカー出勤は会社の指示でガソリン代も支給されており、また車両は工事関係の荷物の運搬や連絡等の業務にも使用されていたため、会社がマイカーの運行を支配し、かつ運行利益も得ていたとして、会社に対し運行供用者責任が認められた。

（最高裁 昭和 52. 12. 22）

三井住友海上火災保険㈱パンフレットから引用

マイカー通勤や業務使用中の事故では、基本的にはマイカー所有者又は運転者が加入する自動車保険により賠償を行うこととなりますが、十分な補償が行われない場合には、大学が賠償を求められることとなります。

そのような場合、前項でご説明したとおり大学が加入する賠償責任保険では補償を受けることができません。マイカー通勤やマイカーの業務使用に関しては、基準や規程の制定、免許や加入する自動車保険の補償内容の確認・点検、安全運転・事故防止教育を行う等のリスクマネジメントが求められます。

なお、タクシーやハイヤーの利用、自動車リースや運転業務の委託の活用により、経費節減と併せてリスクを移転することも考えられます。